

令和四年六月二十一日受領
答弁第一二二二号

内閣衆質二〇八第一二三号

令和四年六月二十一日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員櫻井周君提出ロシアによるウクライナ侵略にかかるロシアのウクライナへの損害賠償の方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出ロシアによるウクライナ侵略にかかるロシアのウクライナへの損害賠償の方
法に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「国際的ルール」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。
なお、当該侵略は、令和四年三月四日の参議院本会議において、岸田内閣総理大臣が「今般のロシアの行
動は、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であつて、侵略に当たると
考えています。」と答弁しているとおりと政府として認識しており、ロシア連邦は当該侵略について責任
を問われなければならない。このような考えの下、G7を始めとする関係国と連携して対応してまいりた
い。